

○外国人留学生内規

平成4年6月8日

制定

第1条 京都先端科学大学学則(以下「学則」という。)(第17条及び京都先端科学大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)(第19条により入学する外国人留学生(以下「留学生」という。))の取扱は、この内規の定めるところによる。

第2条 留学生とは所定の課程を履修し、学部を卒業又は大学院研究科を修了する目的を持って入学した者をいう。

第3条 留学生の入学資格は、学則第17条及び大学院学則第19条の定めるところによる。

第4条 留学生の入学は、学部教授会又は大学院研究科委員会の議を経て決定する。

第5条 留学生の入学の時期は、原則として毎年学年の始めとする。ただし、本学が特に認めた場合には、学年の途中において入学を許可することがある。

第6条 留学生は、入学許可後速やかに「出入国管理及び難民認定法」の定める在留資格「留学」(留学生ビザ)を取得しなければならない。

2 留学生は、留学生ビザを取得したとき、あるいは同ビザの更新が認められたときは速やかに国際交流センターに届出なければならない。

3 留学生が、入学後相当な期間が経過したにもかかわらず、留学生ビザを取得できなかったとき、あるいは在留資格の変更が認められなかったときは、その申請が不許可になった日をもって除籍する。

4 留学生が、既に留学生ビザを取得している場合であっても、同ビザの更新が認められなかったときは、既取得ビザの有効期間満了の日の翌日をもって除籍する。ただし、当該有効期間経過後に更新が許可されなかったときは不許可とされた当日をもって除籍する。

第7条 留学生は、定期的な在籍確認手続を行わなければならない。在籍確認手続については国際交流委員会が別に定める。

第8条 次の各号の一に該当する留学生は、学則第41条に定める退学に当たるものとする。

- (1) 在留資格「留学」の目的に著しく反する行いがあった者
- (2) 「出入国管理及び難民認定法」に違反する行いがあった者

- (3) この内規の第6条第2項に定める届出若しくは第7条に定める確認手続を行わなかった者又は手続書類に不実記載をした者で、本学からの督促に応じようとしなかったものの。

第9条 留学生の出願手続、選考方法、入学手続等は、別に定める。

第10条 この内規に定めるもののほかは、学則及び大学院学則ならびに諸規程・内規を準用する。

附 則

この内規は、平成4年6月8日から施行する。

附 則

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年10月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年7月23日から施行する。(在籍確認手続の規定他)

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。(大学名の変更等による改正)